

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社井上組(東京都立川市砂川町8-17-2)[1000027905]
2. 資格登録停止措置の期間
令和6年6月27日 ~ 令和6年7月26日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者が令和4年4月21日、東京都立川市内の公共工事における労働災害を、自社敷地内の資材置き場で発生した労働災害であるとの労働者死傷病報告書を提出し、労働基準監督署長に虚偽の報告を行った。
この件について、当該資格登録者及び当該資格登録者代表取締役は、労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられた。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)